

樂

同



【教問17】

新生命

1. Xが本件命令で押さえるべき事件に阻止すべきでない、差止め訴訟は行政事件訴訟法(以下略)第7項を提起するべきと考えられる。

2. 一定の力 (37.64 第1項)

(1) 処行とは、公権力の主体たる国または公共団体からの行為のみで、その行為により、直接国民の権利義務を形成しまたはその範圍を確定することと決断してゐるものをいふ。
(例示)
 事件A: 本件命令が發せられると、追防を止めようとする。Xは、本件取付所を乗取し、かつ、事件Bは付着するとの義務を負うことに成る。処分である。

(3) 次に「認め」については、裁判所の判断が可能な程度に限定する必要がある。

3. 貯介の蓋然性 (34条第1項)

(1) 同項の「い」として、技術的・生産的・社会的、又その蓋然性を指す。

[illegible]

次の蓋然性計算による。

4. 重井大村振富を生ずる所以(引例の4第1版)

(1) 同項の「重大な影響」とは、事後の取寄訴訟の提起及び執行停止の申立てにより容易に救済を受けることができず、事前の差止めを求めずして救済を受けることが困難となることをいう。

革命与民族主义关系。城市工人运动与民族革命之关系。

[illegible]

うた、えんか、あさ

それ、顧客の信用は、一旦失ふと容易に回復することが困難なものである。事後の取直計上

該の提起及心執行停止の申立ては、裁察局に文部省と協同して、前項の差止め

「しかし、救済を受ける以外困難が損害をいふ。重大な損害にあたる。」

第

臨



5. 補充性 (37条の4第1項)

(1) 不仲に適用方法があるとき、これは、個別判決にあって差止めを求めたものの前提となるもの
 如規定により、当該取引の取消訴訟を提起し、取消判決を受けること、当然に後続する
 処分を受けることになるか決定されている場合をいう。

(2) 本件は、新防法が既施行政令上、州が規定は受けるが、他の選挙法は同一である。

6. 原告直格 (37条の4第3項)

(1) 問題にいう「法律上の利益を有する者又は当該知所により自己の権利若し法律上保護され利益を侵害され、又は不法に侵害されるおそれのある者」とは、

(2). 本件でXは、本件命令により、本件未決所を相違の義務を負うことになる。法律上の利益を有する者にあたる。

7. 以上b15. 又訴訟事件を至

設問2]

1) 本件既報所と本件警察場と保安距離等について、本件では、所管物政号19条項により、

土庫1号大

命令で建設した。

2. 次3) 同様に書け。市町村等が安全であると思えた場合についての規定であり、危険物の安全に於いては、地域の利用状況や特性を考慮して判断しなければならない。専門的技術的

的判断が必要である。

従つて同たし書の判断にあつては、市町村長等に委任せらるゝ。

3. 比較、その判断に際し、 γ 市-1位、新基準を定めて1.3。

4. において、厚生基準法行政の内部基準として、その基準に基き、既に定められた行政規

則ちたが¹の²あるが、外部の交果を有しない。

然し、合理的な裁量基準は、平等原則・信義則の具土地から、その趣意と

策

—

馬

注。Xとして、本件基準⑤の定めた高さに高い防火層の設置が、政府が義務付けられた
 準以上の耐火設備を増設する用更けがあり、失の消滅法の目的に達するところである。

策

—

馬

(4) 本件では、火防制、火と関係する基準以上の防火扉等、消火設備の設置の用意が不であるとの余地がある、場合があるに十分かつ、所長が、これを考慮せず、「床の間の

